

平成24年度第2回政治資金適正化委員会

(開催要領)

1. 開催日時：平成24年7月5日（木） 13時30分～15時00分
2. 場 所：千代田区立日比谷図書文化館 4階 セミナールームA
3. 出席委員：上田廣一、小見山満、日出雄平、谷口将紀、牧之内隆久の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 業務制限について
 - (2) 政治資金監査に関する研修（下半期）の実施計画について
 - (3) 政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会（下半期）の実施計画について
 - (4) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について
 - (5) その他
3. 閉 会

(配付資料)

- 資料1 業務制限について
- 資料2 政治資金監査に関する研修（下半期）の実施計画について
- 資料3 政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会（下半期）の実施計画について
- 資料4 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等の実施状況
- 資料A 業務制限の範囲について
- 資料B フォローアップ説明会参加申込者からの質問一覧（平成24年度上半期分）

(本文)

【上田委員長】 それでは、ただいまから平成24年度第2回政治資金適正化委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り誠にありがとうございます。

次に、平成23年度第7回委員会の議事録についてでございますが、事前に各委員から御意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第7回委員会の議事録について御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで事務局において適切に管理していただきたいと思っております。

平成24年度第1回委員会の議事録につきましてはお手元にお配りしておりますので、同様に御意見等ありましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。そして、次回の委員会でお諮りさせていただきます。

それでは、本日の第1の議題、業務制限の範囲についての説明を事務局にお願いします。参事官、お願いします。

【岡本参事官】 それでは、業務制限の範囲についての御説明をさせていただきます。資料1の下にございます資料Aを御覧ください。

皆様御存じのとおり、登録政治資金監査人となることができるのは、政治資金適正化委員会に登録を受けました弁護士、公認会計士及び税理士の方に限られておまして、それぞれ法律、監査、会計並びに税務に関する国家資格を有する専門家として高い識見を有するとともに、公共的使命を担う者として政治資金監査を行って政治資金の収支報告の適正化に寄与していただいているところです。

一方、政治資金監査の公共性と信頼性を確保するためには、登録政治資金監査人が政治資金監査を受ける国会議員関係政治団体との間に密接な身分関係がなく、外部性を有する第三者、これは政治資金監査マニュアルに書かれている言葉ですが、その立場にあることを法制度上も担保する必要があることから、政治資金規正法及びこれに基づく省令に基づきまして、登録政治資金監査人が以下に該当する場合は、一定の国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことはできないとされております。

1つ目は、国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者、会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者、職務代行者のことですが、又はその配偶者。

2番目は、国会議員関係政治団体の役職員。役員だけでなく職員も対象となっており、又はその配偶者。

3番目が、後援会等いわゆる2号団体の場合には、推薦し、又は支持する公職の候補者

又はその配偶者となっております、1 ページ目から 2 ページにかけまして法文を掲載しております。

そこで、2 ページの中段ですが、上記の業務制限に加えて、収支報告書に併せて提出される政治資金監査報告書において、当該政治資金監査を行った登録政治資金監査人の方の名前が公表されるということも、登録政治資金監査人の外部性の確保に寄与しているものと考えられます。

しかしながら、多くの新聞報道等により、以下の事例につきまして、現行法令上の違反に当たるものではないものの、登録政治資金監査人の国会議員関係政治団体に対する外部性の確保に関しまして疑義が呈されており、また政治資金適正化委員会事務局に同様の事例について多くの問い合わせを受けているということも事実でございます。事例につきましては後ほど御説明いたしますので、3 ページを御覧いただければと思います。

これまでの議論ですが、平成 23 年 3 月の委員会の取りまとめにおきましては、政治資金監査マニュアルにおいて、自ら作成・徴取した会計帳簿等の関係書類を自ら政治資金監査を行うことは適当でないということについて触れており、こちらは法律に基づくものではないことから適当ではないということで、委員会マニュアルで示したものに触れるとともに、業務制限の範囲について、実際の政治資金監査において問題となる事例の状況も見きわめながら、他法令も参考にしつつ検討を行っていくことが適当である、とされていることから本日の議論の材料を御用意させていただいたものです。

4 ページを御覧ください。他法令の規定として参考となるものとして、まず政党助成法の監査があります。概要ですが、政党助成法におきまして、政党交付金が税金その他の貴重な財源で賄われているということも踏まえ、政党交付金使途等報告書等の真実性に対する国民の信頼を確保するという観点から、公認会計士又は監査法人による外部監査を義務づけているところです。具体的監査については、以下の事項について行うものとされており、資料に記載の項目について行うことになっております。

下の段落ですが、政党助成法の監査は、政治団体である政党に対する監査であるという点で政治資金監査と共通する点があり、また、公認会計士又は監査法人が確認する内容は、支出につきましては政治資金監査と同様の点が多いと考えております。

ただし、政党助成法の監査は収入も監査の対象となっておりますし、また、公認会計士法第 2 条第 1 項の監査証明業務とされておりますので、その点について政治資金監査と異なっております。

なお、領収書等の会計帳簿のチェックは悉皆なのかどうかという御質問をいただき確認をいたしました。結論としては試査によることも認められる。要するにすべてチェックしなくてもよいという扱いになっているということでしたので、御報告をさせていただきます。

続いて、一番下の行ですが、業務制限については、公認会計士法等が規定する業務制限を基礎として、5ページ上段ですが、政党助成法施行規則に定められています。

ここで業務制限について、簡潔に触れますと、まず①ですが、公認会計士又はその配偶者が、被監査政党の役員、これに準ずる者若しくは財務に関する事務の責任ある担当者であり、又は過去1年以内にこれらの者であった場合。

②が、公認会計士が被監査政党の使用人であり、又は過去1年以内に使用人であった場合。

③、公認会計士、その配偶者又はこれらの公認会計士等の関連会社が被監査政党から非監査証明業務により継続的な報酬を受けている場合。

④、公認会計士が、被監査政党の連続する7会計期間のすべての会計期間に係る財務書類について監査関連業務を行って、7年まではいいということですが、その後翌会計期間以後、2会計期間が経過していない場合。要するに2年空けるということです。

⑤、公認会計士又はその配偶者が、監査又は証明をしようとする財務書類に係る会計期間の開始の日からその終了後三月を経過する日までの期間内に、被監査政党の役員等であった場合。

⑥、公認会計士の、こちらは配偶者の規定ですが、被監査政党の使用人である場合または過去1年以内にその使用人であった場合。

⑦、公認会計士又はその配偶者が被監査政党の債権者又は債務者である場合。

⑧、公認会計士又はその配偶者が、被監査政党から無償又は通常取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別な経済上の利益の供与を受けている場合。

⑨、公認会計士又はその配偶者が、被監査政党から税理士業務等により継続的な報酬を受けている場合。

⑩、公認会計士又はその配偶者が、こちらは被監査政党の役員等ということですが、役員等または過去1年以内もしくは監査関係期間内にこれらのものであった者から無償若しくは通常取引価格より低い対価による事務所若しくは資金の提供その他の特別な経済上の利益の供与を受けている場合又は税理士業務等により継続的な報酬を受けている場合。

⑩、こちらは政党助成法に独自の規定と言えるものでして、公認会計士が衆議院議員若しくは参議院議員又はその配偶者である場合となっております。

2つ目の参考となる法令の規定としては、地方自治法の外部監査が挙げられます。概要を見ていただきますと、弁護士、公認会計士、税理士、監査の実務等に精通している者が外部監査人になることができるとされており、類型として、包括外部監査というものと、下にある個別外部監査という類型があります。こちらの性格として、7ページですが、包括外部監査、個別外部監査、いずれもこちらは公認会計士法上の非監査証明業務に該当いたします。

そこで業務制限について地方自治法等に規定があるわけですが、①から⑥はいわゆる欠格条項の規定ですので、⑦から説明をさせていただきますと、まず、地方公共団体議会の議員。⑧は職員。⑨は常勤の職員または短時間勤務職員であった者、OBということになります。⑩が地方公共団体の長、副知事若しくは副市町村長、会計管理者又は監査委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者ということになっております。⑪は地方公共団体に対し請負の、8ページ上段にいろいろと文言がございますが、要するに請負関係にある者ということが言えようかと思えます。⑫は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に関する事件又は自己若しくはこれらの者に従事する業務に直接の利害関係のある事件。これらに関して業務制限が課せられているということです。

これらのほか、金融商品取引法の監査や会社法の会計監査人による監査等が存在しますが、これら監査証明業務に係る公認会計士の業務制限も、公認会計士法等を基礎としており、先ほどの政党助成法の説明とほぼ同様になってこようかと思えます。

また、弁護士法、税理士法にもそれぞれ業務制限が課せられております。弁護士法の規定が8ページ下段、税理士法の規定が9ページの上段でございます。

そこで9ページの検討の御説明をいたします。まず問題となった類型として、国会議員本人の近親者、この場合は兄ですが、兄である登録政治資金監査人に依頼したと。これが身内監査ではないかということで報道された事例です。こちらに関して考察をしますと、まず政党助成法の監査では、被監査政党の役員等の配偶者が監査を行うことはできませんが、兄については特段の規定がございません。

一方、地方自治法の外部監査では、兄弟姉妹の関係にある者に関しましても業務制限が課せられており、被監査自治体の長等の親子、兄弟姉妹の関係にある者は外部監査を行う

ことができないとなっております。

国会議員の親子や兄弟姉妹による当該国会議員に係る国会議員関係政治団体の政治資金監査を制限することは、国民から見た登録政治資金監査人の外部性の確保の観点から有効であるとも考えられますけれども、一方で、政党助成法の監査で、被監査政党の役員等の親子や兄弟姉妹に関しまして、法令による制限を課していないことをどのように考えるかという点もあろうかと思えます。

②は、後援会の役員の子、この場合は息子ですが、息子である登録政治資金監査人に依頼したことに関してです。①の事例で、仮に国会議員本人の親子、兄弟姉妹に業務制限を課すこととする場合には、現行制度で国会議員本人と同様に国会議員関係政治団体の役員にも業務制限が課せられていることを踏まえて、国会議員関係政治団体の役員の子や兄弟姉妹にも業務制限を課すということが考えられますけれども、一方で、立法論としては、国会議員本人とそれ以外の役員との間で業務制限の範囲を異なるものとするという考え方もあろうかと思えます。

③です。同一の国会議員に係る別の国会議員関係政治団体の代表者である登録政治資金監査人に依頼した場合です。国会議員関係政治団体は、一の国会議員に関して複数組織し得るものであるため、実態としても多くの国会議員が複数の国会議員関係政治団体を有しております。同一の国会議員に関する複数の国会議員関係政治団体は、同一の国会議員に関する政治活動を担っていて、また、当該国会議員を支持しているという意味においては活動目的は同一であることから、それらの間では密接に連携した活動を行って金銭等の授受等もあることが多いのも通常であると考えられます。

まず（例の1）の説明をさせていただきますが、現在1号団体の代表者である国会議員が登録政治資金監査人である場合には、自らが代表者である1号団体及び自らを推薦又は支持する2号団体の政治資金監査を当該国会議員自らが行うことは、現行法令上制限されており、できません。

そこで11ページの（例の2）ですが、報道等で問題となっているのはこのケースです。現行制度では、2号団体である国会議員関係政治団体のAの代表者が登録政治資金監査人であったという場合には、自らが代表である団体への政治資金監査をすることはできませんが、同一の国会議員に係る別の国会議員関係政治団体B及びCの政治資金監査を行うことは可能とされております。

しかしながら、団体B、Cと日頃から密接に連携して活動している団体Aの代表者は、

団体B、Cの事実上の当事者と考えられる場合もあり得るということで、団体Aの代表者が団体B、Cへの政治資金監査を行う場合は、国民から見た登録政治資金監査人の外部性の確保が十分なされているとは言い難く、業務制限の範囲とすることを検討すべきではないかとも考えられます。

この場合、国会議員関係政治団体の代表者に限らず、団体Aの代表者の配偶者、役職員又はその配偶者が団体B、Cの政治資金監査を行う場合についても同じことが言えるかどうかとも検討する必要があるかと思えます。なお、国会議員関係政治団体である政党支部、いわゆるみなし1号団体につきましては、当該国会議員1号団体や2号団体と活動目的を異にする場合もあるとも考えられますので、業務制限の範囲について取扱いを変えるべきであるという考え方もあるでしょうし、一方で、みなし1号団体も、1号団体、2号団体と同様に業務制限の範囲とすることを検討すべきであるという考え方もあるかと思えますので、両論併記させていただいております。

④ですが、国会議員の確定申告を担当している登録政治資金監査人に依頼した場合です。政党助成法の監査では、公認会計士又はその配偶者が、被監査政党又はその役員等から税理士業務等により継続的な報酬を受けている場合には業務制限が課せられております。そこで政党の役員等の確定申告を担当している公認会計士は、当該政党に係る監査を行うことができないとされていますが、この政党助成法の監査と同様に考えますと、政治資金監査において、登録政治資金監査人が政治資金監査を受ける国会議員関係政治団体やその代表者である国会議員から税理士業務等により継続的な報酬を受けている場合には、業務制限を課することが適当であるという考え方もあります。一方、そもそも、政党と国会議員関係政治団体は位置づけが異なるので、今は別々の制度であるわけですので、国会議員関係政治団体について、税理士業務等により継続的な報酬を受けている者を業務制限の範囲とする必要はないとする考え方もあり得るかと思えます。

⑤、献金をした登録政治資金監査人に依頼した場合でございます。政党助成法の監査では、被監査政党に対し献金をした公認会計士又は監査法人に関する業務制限につきましては、特段の規定はございません。

登録政治資金監査人は、本来、国会議員関係政治団体に献金をすることで反対給付を得るものではないので、当該登録政治資金監査人と献金を受けた国会議員関係政治団体との間に著しい利害関係があるとまでは言いがたいのではないかと思われそうですが、一方で国会議員関係政治団体に献金をした者が、当該国会議員関係政治団体の政治資金監査を

していることが、支持者が政治資金監査をしており、国民の目から見た登録政治資金監査人の外部性の確保がなされていると言えるかという点。また、この事例が新聞等で大きく報道されておるといふ事実もごさいます。

なお、献金をした登録政治資金監査人への業務制限に関して、仮にそういうことをしようとした場合は、登録政治資金監査人による国会議員関係政治団体に対する寄附の制限と密接に関連してまいりますが、寄附の質的制限の対象に関する論点は政治資金適正化委員会の所管とは言いがたいのではないかとすることも留意する必要があるかとも思います。

その他の検討すべき論点といたしまして、新聞等において問題とされた事例ではごさいませんが、取りまとめや法令の規定の趣旨を踏まえて、以下の点についても検討が必要であると考えられる項目について御説明をいたします。

⑥、過去1年以内に国会議員関係政治団体の代表者又は会計責任者等であった者に依頼する場合です。政党助成法施行規則におきましては、過去1年以内に監査を受けようとする政党の役員、これに準ずる者若しくは財務に関する事務の責任ある担当者又は使用人であった者に業務制限が課せられていますが、平成22年9月の政治資金監査マニュアル改定の際に、外部性を有する第三者によるチェックという政治資金監査制度の趣旨を踏まえまして、自らが作成・徴取した資金収支報告書又は会計帳簿等の関係書類を会計責任者として作っていたが、今は会計責任者ではないという者について、自ら政治資金監査を行うこととなる場合も、政治資金監査制度の趣旨を踏まえれば適当でないとして明記しているわけですが、この趣旨は政党助成法の先ほどの規定の趣旨と同様であるとも考えられます。

このように、既に政治資金監査マニュアルにおいては、できる限り対応していますが、これは法に規定がないためにあくまで「適当である」ということですので、更に進んで、法制度上もこの趣旨を担保する規定を置くことを検討する必要があるのではないかといいことごさいます。

⑦、同一の国会議員関係政治団体の政治資金監査を一定期間継続して行った者に依頼する場合です。政党助成法の監査につきましては、先ほども御覧いただきましたが、同一の公認会計士又は監査法人が長期間にわたって連続して同一の政党の監査を行う場合、ややもするとなれ合い関係が生じる可能性が否めないことから、連続する7会計期間後の2会計期間の監査が禁止されています。

また、地方自治法の包括外部監査につきましては、3会計期間まで連続してできますが、

逆に言うと、4年以上連続でできないわけですが、地方公共団体の長は任期4年の間に少なくとも2人の異なる外部監査人による包括外部監査を受けると。このような趣旨から3年制限になったようです。

政治資金監査は今年の5月末までに、21年、22年、23年の、23年分に関して5月末までに監査が終わったところで、3度目が終わったことになるわけですがけれども、今後の運用状況を踏まえまして、一定期間以上の継続的監査の制限について検討を行う必要があるのではないかということです。

そこで、今後の検討の方向性ですが、登録政治資金監査人の方々は、政治資金監査が開始されて以来、職業的専門家といたしまして、公正かつ誠実に政治資金監査を行っていただいております、政治資金の収支報告の適正化に寄与していただいているものと考えているところであり、先ほども申し上げましたとおり、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の名前が公表されるということなどによりまして、登録政治資金監査人の外部性は一定程度確保されていると考えております。

しかしながら、新聞報道等によりまして、国民から見た登録政治資金監査人の外部性の確保につきまして疑問が呈されていることも事実でございます。政治資金監査制度に対する国民の信頼を高めるためには外部性の確保ということは必須であり、個々具体の事例に即しつつ、業務制限の強化についてさらに検討を深めていく必要があるのではないかと記載させていただいております。

なお現在、登録政治資金監査人の方に対して行ったアンケート調査は期日を過ぎましたので、ほぼ出していただいております、これの集計を行って第3回の委員会で御報告させていただく予定ですが、ここで登録政治資金監査人の業務制限に関しましてもアンケートをさせていただいておりますので、これらのアンケート結果等も踏まえつつ引き続き検討を深めていただければと考えております。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

【上田委員長】 ありがとうございます。今、参事官から詳細に説明がありましたが、政治資金監査マニュアルでは、自分が作成・徴取した収支報告書とか会計帳簿などについて、自分が政治資金監査を行うのは適当ではないということで、これまで運用といいますかやっていたんですけれども。さらに新聞等の報道などもありましたので、更に進んで、また別の観点から業務制限を設ける必要があるかどうかということですが、この点につきまして御質問等がございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思っております。

政党助成法の関係ではほとんど公認会計士さんの出番なものですから、公認会計士さんからひとつ、小見山先生のほうから。

【小見山委員】 小見山です。私は事実確認をさせていただきたく事務局に質問します。3ページの3行目に、今、委員長がおっしゃったように、自ら作成・徴取した会計帳簿等の関係書類を自らが政治資金監査を行うことは適当ではないという文言が書かれているのですが、当時公認会計士や税理士で政治団体の依頼によって帳簿をかわりにつけている者が政治資金監査ができないのかという議論を確かしたと思います。そのときには、好ましくはないけれどもできるのではないかという結論に確か達していたような記憶をしております。

今、ちょっとその記憶をたどっていたのですけれども。法19条の13の2項に政治資金の監査はどのようなものかということが書かれております。そこには4つのことが書いてあって、支出の事実があるのかどうかを確認してくださいというような内容でございますね。いわゆる事実がきちんとなっているということさえ確認できればその方が責任を持つのであるので、そしてその人の名前のもとで資格がある者がやるのであるからそれでするんじゃないかと。こういう議論が確かあったと思います。

私自身がそのときお話ししたのは、公認会計士法に基づく、職業倫理であり、独立性の問題を議論することになるわけですが、職業倫理の中の独立性というのは、保証業務を行っている公認会計士は、いわゆる第三者として全く監査以外の業務を提供しないことが第一義でございまして、監査をしている者は会社に仕訳すら教えてはいけないんですね。自分の口から仕訳を教えることもいけない。このような非常に厳しい職業倫理があります。

かつて、年配の公認会計士が連結の仕訳を会社に指導していた例がございまして、それを公認会計士協会で偶然にもそういうことを見つけてしまいました。我々は品質管理レビューと言って、公認会計士協会が公認会計士たちを全部チェックしていますから、そこで見つかってしまったのです。我々としては、その方が、「私はちょっと聞かれたことを、お話ししました」ぐらいだったら何も問題はないのですが、紙に書いて全部それをお渡ししてそのとおりにやっていたのを私は確認しましたという回答が返ってきてしまったんですね、当時。そうなりますと、全くこれは独立性に反しているということでこの方は処分されました。最後まで自分の言っていることが正しいと言い続けてみえたので。そのぐらい、仕訳を1本教えるだけでもこれは独立性に反するという、我々の職業倫理があるんですね。

ただ、それは我々が保証人として社会から信頼を得るため、同一会社に監査と財務諸表作成の手伝いなどをやってはいけないという1つの観点からくるのですが、一方政治資金監査は、この法19条の13の2項で、事実関係が書いてあるかどうかだけを確認できるかどうかということを監査人に問いかけておりますが、それは仕事の内容でございます。

これは、ある程度のところで線を引くことは確かに必要かもしれません。いわゆる国民から見たときに自分たちはきちんとしたことをやっているんですよ、やっているんですが、やはり感情的に何か少し助けてあげたいとかいう気持ちがあまり出てくるようなことはよろしくない。そういう関係にあることはよろしくないと思います。

ですから、ちょっとその辺は別の話にはなってくるんじゃないかなと思います。ですから仕事の面では事実関係が確認できる立場にある人であれば、私は誰でもよろしいと思っておりますので、実を言うとお兄さんでも作った人であろうと息子でも、誰でも私はよろしいと結論から思います。ただ、国民の目線から見たときに、これはこういうものだというのがあれば、それはこの中で議論していただいて、例えば1等親は駄目だとか2等親は駄目だとか、そういうふうな何か1つの線引きをしていただいてやられたほうがいいのかもありません。

ですから、政党助成法監査におきましては、資料の中に書いてございますように、実はお兄さんであっても平気なんですね、これは。これはもう公認会計士法第2条の第1項に書かれている、いわゆる保証業務の監査業務でございますから。ちょっとその辺はいろいろな事例もあるんでしょうけれども、ここの中で国民の目線の中で見たときにどういうものが一番適正かなというところを決められるのがよろしいのではないかと思います。

ただ、政治資金監査の場合は、私は原則的に誰でもよろしいんじゃないかなと思っております。ただ、国民の目線というのはまた別だと思いますので。そうすると、2親等で線を引くのがいいのか3親等で線を引く。これは理屈がないものですから、これはつらいですよ。

すいません、ちょっと好きなことを言いました。

【上田委員長】 ほかの委員さん、いかがでございますか。

この制度はいろいろとあると思いますけれども、外部委員というのは外国はどうなんですかね。外国の何かいろいろな制度の中で身内はどこまで制限しているんでしょうかね。何か御存じでしたら教えてほしいんですけれども。

【岡本参事官】 外国の事例はまだ十分調査できていませんが、事務局で把握している

範囲で御報告させていただきますと、まずそもそも、登録政治資金監査人の方のように公認会計士などがされるのか、監査というのを直接国なりの機関が行うのかというところで大きく違いが出てこようかと思えます。

アメリカで連邦選挙委員会、選挙委員会と言っていますが、政治資金も担当で、そこに監査課というところがあり、監査課が直接に監査するという場合があるようですが、そういう場合はいずれにしても国の機関が監査をやることになるわけですので、業務制限はそもそも議論にはなっていないのかなと考えております。

一方でイギリス。政党ということになりますけれども、イギリスの政党に関しては、監査人の資格を有する方が監査をするような仕組みがあるようですが、そのときの業務制限といたしまして、政党若しくは政治団体の会員、政治家本人、これも当たり前の気もしますが、そういう人の業務制限でありますとか、政党政治団体または政治家個人の使用人は業務制限があり、要するに、政党の関係者には業務制限がかかっている事例があるようです。

いずれにしても、今の日本のような仕組みで、先程のイギリスは政党の事例ですので、政治団体に日本のような仕組みで政治資金監査をしていることにつきましては、我々としては詳細に把握はしておりませんので、今後調べていく必要があらうかと思っております。

【上田委員長】 兄弟姉妹とか親子という例で、何か制限がかかっているような制度は外国の例はあるんですかね。

【小見山委員】 小見山です。日本の公認会計士の倫理は、世界会計士連盟で規定されている職業倫理に基づいています。ですから、世界的に我々の監査証明は回っていきますから。例えば、日立の株を買いたいというのはどこの国の人が買うかわからないものだからね。

【牧之内委員】 質問いいですか。

【上田委員長】 牧之内委員どうぞ。

【牧之内委員】 今、小見山委員から近親者についての立法経緯みたいなお話もあったんですけども、事務局に、立法過程でここの何か質疑等の経緯、これは今回の政治資金規正法に限らず、政党助成法も含めてちょっとあったら教えてもらいたい。

この問題を考えるときに、政党交付金を超えて規制をかけるというのは、ちょっとなかなかしづらいし、どうしてもその必要があるときには相当な論理構成が要ると思えます。

そうすると、今、配偶者だけですよね。なぜ1親等でもなく、ましてや2親等でもなく、配偶者のみに限ったのかというあたりの立法経緯がわかりましたら。わからなければわからないで結構でございます。

【上田委員長】 今、牧之内委員がおっしゃるとおり、政党助成法を超えちゃうと、今度政党助成法を所管している課に迷惑をかけちゃうものですから、政党助成法の枠内で考えるのがいいんじゃないかとふと思っていたんですけど、どうでしょうかね。

【小見山委員】 そうですね。そう思いますね。政党助成法の我々が最初に監査云々の話が来たときに、当時は自民党は大きかったんですね。大きな政党があったわけです。今の民主党もそうですけども。大きなところの監査を監査法人がやるわけですけども、ある一定の期限にやるというのは大変なことです、これは。ましてやたくさんのお金が動くでしょうから。

そうしますと、監査という形で先ほどもありましたように試査という、いわゆる全部の領収書を突き合わせなくて、大きな項目とか幾つかをチェックして、それで自分たちはこういう手続でやってこういう印象を持ちましたという意見を表明する形になっていますから、かなり大きな母体を想像した中でやるのです。規制、業務制限になっていると思いますから、やはりそこを超えていくとちょっとつらいのかなという気はしますね、おっしゃるとおり。

【上田委員長】 事務局長お願いします。

【田谷事務局長】 政党助成法は政党交付金の監査が公認会計士法上の監査証明業務、すなわち公認会計士のみ業務が独占される業務として位置づけられていることもあって、公認会計士法の規定をそのまま引用しているようです。

もっとも、資料6ページの11番だけは政党助成法にオリジナルな追加の業務制限となっていますが、それ以外はすべて公認会計士法のルールを使っています。会社法監査とか金商法監査も同様に公認会計士法の業務制限を引用して規定しており、あくまで業務の性格が独占業務、公認会計士の監査証明業務だということの影響を強く受けているように思われます。

【上田委員長】 政治資金監査は政党助成法と違いまして、そのほかに弁護士とそれから税理士さんの監査人もいますので、ちょっとまたそこで公認会計士法の何か理念のもとに統一していいかどうかはちょっとまた別の話だと思うんです。

【小見山委員】 そうですね。

【牧之内委員】 ちょっとじゃあ確認ですけれども、ということは、公認会計士法においても、子とか兄弟は業務制限がかかっていないわけですか。

【小見山委員】 今のところかかっていなかったんですね。だから、今後かかってくる可能性がありますね、先ほど言ったような形で。

【岡本参事官】 ちょっと補足で。

【上田委員長】 参事官どうぞ。

【岡本参事官】 法的にはそういうことです。が、一方で先ほど小見山委員が言われましてとおり、職業倫理ということで、公認会計士協会が定めた規則で、これは会員である公認会計士を拘束するような基準が詳細にございます。我々もある程度調べさせていただきましたが、法律に書いているものではないので今回は御提示しておりませんが。

そこで、先ほど小見山委員から御指摘がございましたように、近親者のところで、手持ちのある資料で読みますと、近親者で家族、配偶者もしくはそれに準ずる者またはこれ以外に被扶養者の定義に該当しない両親、子供、兄弟。この方に関しましては、一定程度その関係を検討する必要があるというような規定が倫理規則に入っている。要するに、兄弟だから絶対に駄目というわけではないのですが、兄弟の方がいたらその利害関係はよく検討して判断しなさいよという規定が規則に入っているということのようでございます。

【上田委員長】 谷口委員、何か御意見はございますか。

【谷口委員】 小見山先生がおっしゃったとおり、瓜田に履を納れずのレベルの話であるという前提で申し上げますが、私は国民による政治資金監査の制度に対する信頼度を保つという意味からも、ある程度の業務制限の拡大は前向きに検討すべきであるという立場であります。

具体的には、検討項目の①、②、③、それから⑥については実現の方向で検討してよいのかなと思います。国会議員関連団体と政党で差をつけることについては、確かに議論たり得るわけでありましてけれども、90年代以降の政治改革の流れは明らかに政党とその他の政党に所属をしない候補者、政党支部とその他の政治団体というふうに差をつける。例えば企業団体献金等の扱いにしても、政党には比較的緩く、そのほかの政治団体にはきつくという差をつける扱いをしているので、そこからの類推である程度説明がつくのではないかと思います。

他方で④については、確定申告書の作成が、即座に国会議員本人とのなれ合いを意味すると解するのは適当ではないのではないのか。

それから⑤に関しても、たとえここで業務制限をかけたところで、献金をするかわりに無料で監査を請け負うだとか、著しく低額で監査を請け負うという抜け穴がもう目に見えているわけですから、ここで業務制限を拡大するのはあまり意味がないと思うので、この④、⑤については、私はあまり前向きではないということであります。

⑦については、ちょっと私は現時点では判断が付きません。東京ならかわりの方を見つけるのはたやすいかもしれませんが、全ての県に十分な数の登録政治資金監査人がいるとは言えないので、そのところの実際の監査業務において支障が出ないかどうか、現時点では判断が付きかねます。

以上でございます。

【上田委員長】 近親者とかいうのはちょっと別の話で、今おっしゃった確定申告をしている税理士さんとか、それから政治献金をしている人とか、何か個別的な人とはちょっと分けて考えたほうがいいと思うんですね。今、最初前段のほうは公認会計士法の本当に近親者を中心に定めた規定なものですから、それとちょっと分けて考えて。

近親者の見解はさらに事務局でいろいろな今後の検討材料を集めるためでも……。外国の例とか公認会計士さんの公認会計士法の何か運用の状況とか、もうちょっと資料を集めていただいて、また議論したいと思うんですけども。

小見山先生は、今、谷口委員がおっしゃった④の国会議員の確定申告を担当している監査人とか、それから政治献金をした監査人とかこれは。

【小見山委員】 これは私は、今、谷口先生がおっしゃったように、別にこれはよろしいかと思えますね。今もおっしゃっていましたが、これは制限が全くかけられないんですね、理由が。ですから、私はこれでよろしいと思えますし、それから7番目の、先ほどおっしゃった7年とかいろいろな一定の期間というのは、これも独立性の問題ですので、公認会計士は任意監査に適用していないんですよ。任意監査というのは、我々が例えば財団とか社団とかそういうところを行う監査も、1項業務の普通の保証業務ですけども、これに関しては7年やろうが10年やろうがどうぞやってくださいとされています。なぜかという、被監査組織（監査対象組織）の中がよくわかるようになってきますと非常に効率のよい仕事ができたり、逆にその仕事をする間にアドバイスも口頭ですけれどもできるんですね。そうしますと、相手にとってとてもいいアドバイスが貰えるということもありまして、我々は大手の上場企業だけに限っては7年のルールを今採用しておりますけれども、一般の企業の場合には任意監査の場合はそういうものを適用していません。私はほ

かの場合まで今すぐにこれを適用しなくちゃいけない段階ではないと思います。

【日出委員】 すみません。

【上田委員長】 日出委員お願いします。

【日出委員】 身内の関係は今の状況で私もいいのではないかと考えています。これは、限度は2親等にするか3親等にするかで全然違ってきますので、今の状況できちっと資格者がやるという前提のもとに監査を行うのであればこれでいいのかなと考えています。

問題は、うちの税理士会でも意見あるいは照会が出てきたのが4番と5番の問題です。特に5番が一番多かったのですが、これについてはやはり献金することと監査をすることと利害関係で結びつけることはあり得ないので、私らとしても会員に対しては、それは一切考慮する必要はないと。献金することと監査することは別という考え方なので、これについては業務制限そのものがかかってくること自体がおかしいかなと思うのでこのままでいいのかなと考えています。

ただ問題は、4番の確定申告を担当している政治資金監査人に政党の団体の監査を依頼したという問題点のほうがちょっと苦しいところがあるかなと考えております。よくよく考えてみますと、やはりその国会議員本人の確定申告の問題とそれからその人がトップである団体そのものに対する監査ははっきり言って別物と考えてよいと思っていますし、社会の目とかマスコミの報道なんかの場合は、両方やっているから甘くなるのではないかとかという書きぶりが多いのですが、我々はそういった点については、税理士法でも独立性や客観性が求められていますし、その点はきちっとやっていることがほとんどでございますので、これについてもやはり今のままでいいのではないかと考えている状況です。

それからあと⑦は、ちょっと継続して行うことについてどの期間がいいのかというのは、今の時点で議論するような問題ではない気がしますので、このまま少し経過を見るしかないのかなと感じています。

【上田委員長】 参事官、地方自治法の包括外部監査で3会計期間までしかできないというのは、どういう趣旨でこういう制限がかかっているのでしょうか。

【岡本参事官】 比較的最近入った制度ですので、そのときの立法過程の資料とかを見ている範囲では、やはりあまり長過ぎてはいけないという、そもそもの判断がありました。その期間はどのぐらいがいいかというときに、自治体のトップは大体4年ですので、4年間1期の任期の間に同じ人だけが見ているのはよくないと。複数の人間が見るべきだということによって3年になったと聞いております。

【上田委員長】 地方自治ですから、地方公共団体ですわね。その監査とまた政治資金団体の監査とはちょっと性質が……。

【牧之内委員】 公共団体の場合、定型的な形式的な監査というよりは中身も入りますので、それはやはり新たな目で見たいほうがより適切だという考え方もあったんじゃないかと思えますけれども。

さっき私が言ったことの裏返しになるんですけれども、政党交付金の使途報告書の監査と違う面は、なぜ違うのかということをもたややはり吟味する必要があるということで、特別な理由がないものについては使途報告書と同じ扱いにするのを基本的な考え方にするという整理の仕方があり得るんじゃないのかなと思っておりまして。ちょっと近親者は先ほどの話で終わりますけれども、今、それ以外についても各委員からの御意見がございましたが、④につきましても政党助成法では業務制限をかけているということですよ。

監査人が政党の役員ないし政治団体の代表の個人的な所得の税務、税理を扱う場合、政党というかなり公的な性格のものとの関係の密接さよりも、政治団体との関係の密接さの方がより近いんじゃないのかなと。そうすると、政党が業務制限をかけているのに、政治団体は業務制限をかけないことの理屈は本当にあるのだろうかという感じがいたします。

それから⑤ですが、皆さんがおっしゃったように、私もこれは取り扱う必要はないし、これはむしろ個人献金を更に制限していくことにもなっていくしますので。しかも、献金をすることと何か利害関係というものを憶測したような形になってきますので、これは対象外で制限強化をする必要はないと思います。

それから、継続的な監査ということにつきましては、継続的な監査をすることによって特に支障が出てくるような実例等があるとは思いませんけれども。そしてまだ始まって2年、3年でございますから、今早急に結論を出すことは必要ではありませんけれども、やはり同じ人がずっとやっているというよりは、違った人がある程度の期間がたったら代わるんだよというほうが、制度についての国民の信頼というものは高まるのかなという感じがいたします。

それから6番の、やはり過去1年以内に当該団体の代表者ということですよ。この6番についても先ほどの政党助成法との関係から見ても、業務制限を課すことに特段の支障はないんじゃないかということでございます。

もう一回再度整理をしますと、7番については制限をかける方向で検討したらどうか。6番も同じでございます。それから5番は制限をかける必要はない。4番も制限をかける

方向で検討してはどうかということです。3番につきましては、ちょっとこれはまだ考え方の整理が正直言ってつきません。

以上です。

【上田委員長】 今、牧之内委員がおっしゃった4番の確定申告を、その国会議員の所得についてやっている登録政治資金監査人については、制限をかけることもあり得るんじゃないかというご趣旨ですね。

【牧之内委員】 そうです、はい。

【上田委員長】 ただ、今のそのお話の中で、政治団体とそれから国会議員との結びつきが、政党と税理士さんの結びつきよりも更に何か密接……。

【牧之内委員】 政党助成法では、その政党の役員が、役員等から個人的な税理士業務について報酬を受けている場合ですよ。その場合も制限をかけようとしているわけですが、政党の役員であるというものの個人の立場と政党との関係ですね。それから、政治団体の代表者であるというものの個人の立場とその当該政治団体との関係ということで見ると、より後者のほうの結びつきが強いのではないのかということです。政党のほうはより公的な性格が強くて、役員と当該政党との関係というのが遮断され得る。けれども、政治団体の代表者の場合は、政治団体の代表である個人と当該政治団体の関係はより密接じゃないのかという意味で申し上げました。

【小見山委員】 ちょっとよろしいですか。

【上田委員長】 小見山委員、お願いします。

【小見山委員】 今、牧之内委員のおっしゃったことに、ちょっと私が説明をもう一回加えさせていただきますと、私は牧之内委員とちょっと違う意見ですけれども。というのは、この政党助成法は先ほど御説明をさせていただいていますように、公認会計士法の縛りがかかっているのです。公認会計士法においては利害関係を非常に厳しく規定しています。特に税務業務みたいな形で継続的にある一定の方からお金をもらって税理士業務を行い、そして監査も行うとなりますと、なれ合いが出てくるだろうと。

特に、例えば会社ですね。政治、政党とはちょっと違って、会社の中にいる役員の個人的な税理士としての申告業務をやった場合も、法人全体の各法人税の申告書をやった場合と同じように、やはりよろしくないでしょうと言われてしまいます。

それはここにも書いてあるんですが、例えば役員の方が非常に経済的な享受を受けた。例えば自動車とか土地とか建物を非常に安く公認会計士が購入した等です。だから利害関

係が出てきているじゃないですかと疑問視されます。そういうふうな中で監査はしちやいけませんよというような規定が実はございまして、それを引っ張ってみえて、その例として政党の中の役員の方の個人の確定申告をすることは、政党自体の何か税務的な支援をしている方、税務的な支援というか税務的なアドバイスをしていると同じような形になって考えられて、いわゆる独立性の問題に抵触しますよというようなところがこの裏にあるような気がします。

一方、政治団体に関しましては、先ほど申しました公認会計士法の監査の網の中に入ってきておりませんので、別個に考えてよろしいのではないかなということ、政党助成法とその点は全然違うところの網かけが行われてきて現在に至っていると思うんですね。

ですから、政治資金団体も公認会計士の監査と同じような形でやるんだとなってきましたと、比較をすることは如何かなと思います。同じ監査という言葉が使われていますけれども……。

【牧之内委員】 監査の中身が違うということですね。

【小見山委員】 違ってくると思います。

【牧之内委員】 監査の中身は違うんでしょうけれどもある政治家がAという会計士さんのところに個人的な税務申告のお願いをしていましたとすると、その政治家が代表にある政治団体というものは、かなり極めて親しい関係にあるわけですよね。それはその政治家が仮に政党の役員をやっていたとすると、政党という他の政治家もいっぱい入ったような団体との関係よりも、より身近な関係にあるわけで、政党との関係を断とうという趣旨だとするならば、政治団体のほうがより断つ理由が高いのではないのかということですけどね。

【小見山委員】 ちょっともう1つお話しさせていただきますと、公認会計士の監査というのは事実関係を監査報告書に書くのではないんですね。いわゆる監査意見とって、自分たちの心証をそこに書くんです。心証なんです。したがって揺れ動くんですね、ですからそういうときに、自分たちは裁判員、裁判官のような形で自分はもう揺れ動かない環境の中で、そして目をつぶってそれを判断しろということをおっしゃいます。

ところが片やこちらの今の政治資金監査は、意見の表明ではなくて事実があったかなかったかを出すことと、それからもう1つは監査報告書と違ひまして、すべて自分たちがチェックした証憑が、国民の方々からの要求に基づくとすべてオープンになるシステムになっておりますので、そういう意味では、いわゆる非常に意見を述べるのと事実関係があっ

たかなかったかを書き出すのはちょっと違ったものであると思います。

【牧之内委員】 おっしゃっていることはよくわかりますが、ということになりますと、その業務の内容が違うんだから、この業務制限を課することがそもそも必要ないということがその前提にあるわけですよ。

【小見山委員】 そうです。私はそう思っています。

【牧之内委員】 だからそういう立場と、さはさりながら、できるだけ国民の信頼というんですか、あまり疑念を持たれないような制度の仕組みにしていくにはどうするかということとの出発点の違いがちょっとあるんだろうと思いますけどね。そのままにしても支障はないんだということはおわかりました。

【上田委員長】 ただ、実質的には支障がないというのが小見山委員のお考えで。

【牧之内委員】 それはそうでしょう。それは私もそう思います。

【小見山委員】 いや、やはり何とんでも、一番大きなところは少額の領収書もすべてオープンなんです、最後はすべてオープン。だから、例えば監査人じゃなくて、一般の国民が自分で見たいと言ったら全部自分で御覧になることができるんです。ただ、見られないのは帳簿だけなわけですよ。

【上田委員長】 この問題はこの辺で。

【小見山委員】 すみません、ほんとうに。

【日出委員】 これは、1個ずつやっていかななくてもいいんですか。

【上田委員長】 日出委員。

【日出委員】 ③は業務制限を課したほうが当然いいのではないかなと思っていますけど。

【小見山委員】 政治資金監査を行う人たちは資格を持っている人たちなんです。弁護士さんとして税理士さんとして公認会計士として。この方たちを選んでいただいたのは、国民の方に、あなた方資格があるからでしょというところからスタートしていると思うんですよ。

だからそういうことを考えると、私は③にあっても、これを何でじゃあ制限するんですかと言われたときに説明をクリアにできるのかなという。

【日出委員】 いや、クリアになるかどうかわからないんですけども、現場の声という形でちょっとお話ししますが、1年目の段階で一番多く寄せられた意見の中でなるほどなどと思ったのはこの問題なんですよ。

【上田委員長】 牧之内委員お願いします。

【牧之内委員】 ③は、私は制限をかけるという趣旨はわかるんですけども、かけることによって実態的な意義が持てるのかということがちょっと自信が持てないということです。

【上田委員長】 問題提起でも結構ですけども、日出委員。

【日出委員】 私は、1人の国会議員を各団体が支持しているという、いわば共通項を持っているようなケースの場合に、その団体の監査人は各々すべてばらばらであるべきだというふうな基本的な考え方があるんです。

ただ現実はそのとはいかなくて、例えばこの表でいうAの団体の代表者がB、Cをやるということでなく、外部の税理士だったら税理士がA、B、C全部やるということは往々にしてありますけれども。この表で言われる団体の長が別の団体の監査人、監査をやること自体はこれはある意味では利害関係は当然あると思いますので、これはやるべきではないと。業務制限をかけるべきだと思っています。

【上田委員長】 両委員のそれぞれの御意見を拝聴したということで。次の何か御意見ございますか。よろしいですか。この議題はこの程度でよろしゅうございますかね。

次に第2の議題の前にその他の議題といたしまして、フォローアップ説明会参加申込者からの質問等一覧、平成24年度上半期分の説明を事務局にお願いします。

【岡本参事官】 フォローアップ説明会参加者から質問が来ておりまして、これを事務局といたしまして口頭で回答いたしますが、念のため委員にまとめて御報告をさせていただいているものです。

かなり質疑応答が蓄積されてきたことと、単に事実関係を聞いて答えるのも入っておりますので、まず初めに項目だけを説明いたしまして、最後に13番について御説明させていただきます。

まず項目を見ていただきますと、1番が説明会について、特に会計責任者に対してはどのようになっているのですかということ。2番目が領収書のコピーに関する質問。3番目がコピー機の年間メンテナンス料の引き落としに関する県選管の取扱いについての質問。4番が領収書の取扱いについての質問でございます。

2ページですが、こちらは事実関係の質問ですが、明細書に関する質問。3ページ目の6番が1件1万円超の1件について聞くもの。7番が政治資金規正法施行規則の改正についての質問。8番が支出ゼロ円の場合の監査についての質問。9番が実際に政治資金監査

はどのぐらい行っているのかという人数についての質問。10番が政治団体が住所不明になっている場合の質問。

4ページ目が11ですけれども、切手の無償提供の場合の質問。12番が会計ソフトについての質問でございます。

13番について御説明させていただきます。ポイントやマイルなどで還元される場合、それをどのようにとらえたらよいのかという質問です。回答案として、ポイントの利用に伴い提供される特典は各企業の作成する約款等において定められ、その内容は多種多様であるため、その捉え方も個別のポイントごとに検討する必要があります。まず前段で触れておりますけれども、事務局においても金融庁や経産省における、ポイントをどう捉えるかという点に関する資料等も見ても調べましたが、やはりポイントを一概に定義することは基本的にできないという結論かと考えております。その中であえて分類いたしますと、極めて金銭に近いポイントと、いわゆる値引きというポイント、大きく分けるとこの2つに概念を分けて整理するということです。

そこでいわゆる値引きのポイントについてお答えするというので、例えば家電量販店が購入金額に応じ特定の割合で付与し、次回以降の値引きに利用できるポイントについては、政治団体が政治団体の有するポイントにより値引きを受け、物品等購入した際は、値引き後の価格で商品を購入した旨を会計帳簿及び収支報告書に記載することで差し支えありませんとさせていただきます。要するに1万円のものを買って1,000ポイントを前から持っていましたというときに9,000円を現金として払っているわけですけれども、その9,000円について会計帳簿及び収支報告書に記載するというのでよろしいという回答をしたいと考えております。

以上です。

【上田委員長】 この議題につきまして、御了承いただいたということでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【上田委員長】 次に第2の議題の、政治資金監査に関する研修(下半期)の実施計画について、及び第3の議題の、政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会(下半期)の実施計画についての説明を事務局にお願いします。

【岡本参事官】 それではまず資料2を御覧ください。

法定研修の下半期の実施計画についてでございます。記載させていただきましたとおり

10月10日に札幌、10月17日に仙台、11月2日に名古屋、11月9日に大阪、11月22日に北九州、12月7日に岡山で開きたいと考えております。

あわせて資料3も御説明させていただきます。こちらはフォローアップ説明会の実施計画についてでございます。法定研修と同日に開催するところが多いですけれども、札幌、仙台、10月29日の東京はフォローアップ説明会のみ行います。名古屋、大阪、北九州。11月30日の東京も、フォローアップ説明会のみを行います。12月7日の岡山という状況になっております。

フォローアップ説明会は、下の上半期も見てくださいと、合わせて合計16回開催する予定にしております。昨年は13回開催をいたしておりますので、昨年より3回増で開催いたしたいと思っております。

フォローアップ説明会に御出席いただく委員の皆様方に関しましては、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【上田委員長】 何か御質問、御意見等がございますでしょうか。では、本議題について御了承いただいたということでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【上田委員長】 次に第4の議題といたしまして、登録政治資金監査人の登録者数及び研修等についての説明を事務局にお願いします。

【岡本参事官】 資料4でございます。まず1つ目、登録政治資金監査人の登録状況でございますが、1番下の段を見ていただきまして、4,126名でございます。4,100名を超えた数字。基本的にまだ増加しているところです。

2ページ後ろは、政治資金監査に関する研修の実施状況についてです。

4月、5月とございまして、6月は49名研修をしていただいておりますが、これは東京と大阪で法定研修を開催いたしましたので、その人数がかなり多く含まれているところです。24年度は合計70名で、総計としては4,081名の方に法定研修を受けていただいている状況です。

3番のフォローアップ説明会ですけれども、6月開催のフォローアップ説明会については38名の方の御参加をいただいている状況です。

以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして御質問等ございましたら、どうぞ御発言ください。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【上田委員長】 本日の議題は以上でございますが、今後の委員会の進行等につきまして事務局から何かありますか。

【岡本参事官】 政治資金監査に関する研修（下半期）の実施計画について及び政治資金監査に関するフォローアップ説明会（下半期）の実施計画につきましては、総務省ホームページ等を通じて登録政治資金監査人の方々への周知を図ってまいりたいと考えております。

【上田委員長】 その他、事務局からありましたらお願いします。

【岡本参事官】 本日の委員会の審議状況については、委員会終了後、総務省8階の会見室におきまして事務局長によるブリーフィングを予定しております。本日の公表資料につきましてもその場で配付する予定でございます。

なお、本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の御連絡先に明日7月6日金曜日の夕方ごろに確認の御連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【上田委員長】 それでは、以上をもちまして、本日の政治資金適正化委員会を終了いたします。

次回の委員会の開催等につきまして事務局に説明をお願いいたします。

【岡本参事官】 次回の委員会についてですが、日程調整をさせていただきました結果、9月19日水曜日13時に開催させていただきたいと思ひます。詳細は後日文書にて御連絡いたします。

【上田委員長】 本日は長時間にわたり、終始熱心に御審議いただきまして誠にありがとうございました。